時間外労働・休日労働に関する労使協定

取り扱いの変更が行われています。 昨年4月に改正労働基準法が施行されたことに伴い、一部 を超えて働かせることができます。この協定に関しては、 協定(以下、「36協定」という)を締結すれば前記の時間 を働かせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使 ています。原則ですから例外があり、それを超えて労働者 は44時間)、1日について8時間と労働基準法で定められ 労働時間の原則は、1週間について40時間(特例事業所

●36協定の基本的な内容

と、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にお で、所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。 労働者の過半数を代表する者との間で協定を締結した上 いてはその労働組合、そのような労働組合がない場合には か、時間外労働等に関する以下の内容を記載し、使用者 36協定には、事業所の名称や住所等の事業所情報のほ ①時間外労働・休日労働をさせる必要のある具体的事

③時間外労働・休日労働をさせる必要のある労働者数 ②時間外労働・休日労働をさせる必要のある業務の種類 ⑤1日を超える一定の期間について延長することができ ④1日について延長させることができる時間

⑥有効期間

●時間外労働の限度基準

があります。 する際には原則として、この限度時間の範囲内とする必要 下のとおり限度時間が定められています。36協定を締結 時間については、長時間の時間外労働を抑制するため、以 ことができる時間を記載することになっていますが、この 36協定には、1日を超える一定の期間について延長する

①一般の労働者の場合

期 間	限度時間
1 週間	15 時間
2 週間	27 時間
4週間	43 時間
1ヶ月	45 時間
2ヶ月	81 時間
3ヶ月	120 時間
1年間	360 時間

②対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制 対象者の場合

期間	限度時間
1 週間	14時間
2 週間	25時間
4 週間	40時間
1ヶ月	42時間
2ヶ月	75時間
3ヶ月	110 時間
1 年間	320 時間

●特別条項付き36協定

②限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならな 件を満たしていることが求められています。 なります。この特別条項付きの協定については、以下の要 この限度時間を超えて時間外労働をさせることが可能と 事情がある場合には、特別条項付きの協定を結ぶことで ができる時間数ついて限度が設けられていますが、特別の ①原則としての延長時間を定めること 36協定において以上のように時間外労働をさせること い特別の事情をできるだけ具体的に定めること。

- ④原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手 ③特別の事情は、一時的または突発的であり、かつ、全体 として1年の半分を超えないことが見込まれること。
- 続きを具体的に定めること。
- ⑦限度時間を超える一定の時間を定めるに当たっては、 ⑥限度時間を超える一定の期間を定めること。 ⑤限度時間を超えることのできる回数を定めること。
- ⑧限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定め 該時間をできる限り短くするよう努めること
- ⑨限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は、 定割増賃金率を超える率とするよう努めること。 法

とに注意が必要です。 もの(年度末における業務量の増加など)に限定されるこ 取り扱いであるため、②にある「特別の事情」とは臨時的な もそも特別条項付き36協定は繁忙期における例外的な には記載漏れとなりやすい部分になっています。なお、そ ったものであり、特別条項付きの36協定を締結する場合 この内、⑦~⑨が平成22年4月の改正により追加にな

の協定は労働基準法に対しての免罰効果を持つに過ぎず、 の臨検では必ずチェックされるところでもあります。尚、こ 題になることがありますが・・・またの機会に。 時間外労働・法定休日労働を業務命令で行わせるには、就 業規則、労働契約書等でその旨を規定する必要がありま す。サービス残業でも36協定は必要か?ということが話 36協定の届出漏れが結構多いらしく、労働基準監督署

社会保険労務士 赤井孝文 赤井労務マネジメント事務所 http://www.6064.jp